

## ❖ 印鑑登録について ❖

### 【印鑑登録できる方】

加美町に住民票がある15歳以上の方で、登録する意思がある方

※ただし、下記の場合は登録できません

- 登録する意思が確認できない方
- 後見を受けている方（条件あり。お問い合わせください）
- 既に登録をしている方（前の登録を廃止する必要があります）

≪印鑑登録は、本人が登録する印を持参して直接申請することが原則です≫

### 【登録申請に必要なもの】

| 写真付き身分証明書をお持ちの方                      |
|--------------------------------------|
| ①登録する印<br>②写真付き身分証明書（マイナンバーカード・免許証等） |

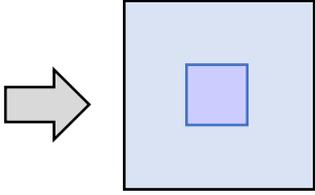
| 写真付き身分証明書をお持ちでない方   |   |
|---|---|
| 1. 保証人をたてて登録する  | 2. 左記1の登録ができないとき  |
| ①登録する印<br>②保険証と診察券等<br>③保証書<br>（加美町で印鑑登録している方に記名押印いただきます。窓口で用紙をお渡しします。） | ①登録する印<br>②保険証と診察券等<br>③照会回答書<br>（登録する本人と郵送でのやりとりをします。郵送による日数がかかります。） |

### 【登録にかかる手数料】

新規登録 → 300円      再登録 → 500円

※印鑑登録証明書が必要な場合は、別途交付手数料1通200円がかかります。

## 【登録できる印の大きさと条件】

|     |   |
|-----|---|
| 大きさ | 右の内枠より大きく、外枠内に収まるもの<br>(8mm以上25mm以下)                                       |
| 条 件 | <u>下記の場合、登録ができません</u><br>①形が変わりやすい素材のもの（ゴム、プラスチック、エボナイト等）<br>②縁が欠けているもの<br>③機械彫りで大量生産されたもの<br>④他の方が実印として登録しているもの<br>⑤住民票に記載されている氏名以外を表しているもの<br>⑥印影に図や柄の入ったもの |

## 《その他の登録方法》

印鑑登録の申請は本人が登録する印と身分証明書を持参し直接行うことが原則ですが、寝たきりや入院中、施設へ入所中などの疾病・その他やむを得ない事由により来庁できない場合にのみ、代理人による申請が可能です。

郵送で本人への照会をさせていただくほか郵便事情により登録まで日数がかかります。代理人登録を希望する場合は、町民課または支所へお問い合わせください。

印鑑登録証明書は財産に関わる証明として利用されるため  
その登録について厳しく取り決めされています  
ご理解とご協力をお願いいたします

### ◆お問い合わせ◆

|        |              |
|--------|--------------|
| 加美町町民課 | 0229-63-3112 |
| 小野田支所  | 0229-67-2111 |
| 宮崎支所   | 0229-69-5111 |